

インフルエンザで保育園をお休みしていただく期間と「インフルエンザ 治ゆ報告書」

インフルエンザに感染またはその疑いがあるため、病気を悪化させないため、又は他の園児に感染させないようするために保育園をお休みしていただいております。

インフルエンザにつきましては、他の感染症(水ぼうそう等)のように医師が発行する「^ち治ゆ証明書」は必要ありませんが、それに代わり保護者の方がお書きになる下記の「インフルエンザ治ゆ報告書」を提出していただきます。

インフルエンザは「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過している」ことで、治ゆした(なおった)とされます。ただし、お子さんの症状によってはさらに長引く場合があります。体調・体力が十分回復するようご配慮ください。

なお、お子さんが発熱など体調不良の場合は、お子さんのことを良く知っている「かかりつけ医」を受診するようお願いいたします。また、発熱があっても必ずしもインフルエンザとは限りません。医師にインフルエンザ検査を要求することは医師の診療の領域に関わりますので控えるようお願いいたします。インフルエンザの検査の必要性の有無は医師が判断します。

登園する際は、下記の「インフルエンザ 治ゆ報告書」に必要事項をお書きいただき、保育園に提出して下さい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・キ リ ト リ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

インフルエンザ 治ゆ報告書

年 月 日

	園児名		保護者名		
熱が出た日	月 日	インフルエンザと診断された日	月 日	解熱した日	月 日
登園可能日	月 日	登園停止期間	月 日 から 月 日		
病院名			インフルエンザの型	A型・B型	
症 状	・発熱 (°C) ・頭痛 ・咳 ・のどの痛み ・鼻水 ・腹痛 ・下痢 ・嘔吐 ・その他 ()				
今朝の体温	°C				

※ 保護者がお書き下さい。

【例】 発症が水曜日の場合、解熱との関係

	水	木	金	土	日	月	火	水	木
発症		1日	2日	3日	4日	5日	登園可能		
①		解熱	1日	2日	3日	登園可能			
②			解熱	1日	2日	3日	登園可能		
③				解熱	1日	2日	3日	登園可能	
④					解熱	1日	2日	3日	登園可能

※水曜日に発症（インフルエンザに感染し症状が出る。）した場合翌週の火曜日が登園可能になりますが、解熱した日により登園可能日が変わります。上記図をご覧になり、ご確認下さい。